

令和6年度第1回庁議 次第

日時：令和6年6月20日（木）
9：30～9：50
場所：6階第2特別会議室

付議事項

1 審議事項

(1) 令和6年第2回沖縄県議会（6月定例会）

提出予定議案について

【資料】

資料1 令和6年第2回沖縄県議会（6月定例会）提出予定議案一覧表等

資料2 令和6年第2回沖縄県議会（6月定例会）乙号議案説明資料

資料3 令和6年度一般会計補正予算（第1号）（案）説明資料

令和6年第2回沖縄県議会

(6月定例会)

提出予定議案一覧表等

沖 縄 県

令和6年第2回沖縄県議会(6月定例会)

(部 局 別)

区 分 部 局	議 案 区 分						合 計 (件)	備 考
	予 算 (件)	条 例 (件)	議 決 (件)	同 意 (件)	承 認 (件)	諮 問 (件)		
知事公室							0	
総務部	1	3		3	2	2 (2)	11 (2)	
企画部			1				1	
環境部			2				2	
生活福祉部							0	
こども未来部		1					1	
保健医療介護部		2					2	
農林水産部			1				1	
商工労働部							0	
文化観光 スポーツ部							0	
土木建築部			3				3	
企業局							0	
病院事業局							0	
教育委員会							0	
公安委員会			3				3	
合 計	1	6	10	3	2	2 (2)	24 (2)	

※ ()内は先議案件であり、内数。

令和6年第2回沖縄県議会(6月定例会)

提出予定議案一覧表

番号	区分	議案名	部局	備考
甲 1	予算	令和6年度沖縄県一般会計補正予算(第1号)	総務部	
乙 1	条例	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	総務部	
乙 2	条例	沖縄県税条例の一部を改正する条例	総務部	
乙 3	条例	沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	総務部	
乙 4	条例	沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例	こども未来部	
乙 5	条例	沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	保健医療介護部	
乙 6	条例	国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例	保健医療介護部	
乙 7	議決	工事請負契約について	企画部	
乙 8	議決	財産の取得について	環境部	
乙 9	議決	財産の取得について	環境部	
乙 10	議決	債権の放棄について	農林水産部	
乙 11	議決	家屋損傷事故に関する和解等について	土木建築部	
乙 12	議決	車両損傷事故に関する和解等について	土木建築部	
乙 13	議決	車両損傷事故に関する和解等について	土木建築部	
乙 14	議決	車両損傷事故に関する和解等について	公安委員会	
乙 15	議決	車両損傷事故に関する和解等について	公安委員会	
乙 16	議決	車両損傷事故に関する和解等について	公安委員会	
乙 17	同意	沖縄県人事委員会委員の選任について	総務部	
乙 18	同意	沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について	総務部	
乙 19	同意	沖縄県公安委員会委員の任命について	総務部	

提出予定議案一覧表

番号	区分	議案名	部局	備考
乙 20	承認	専決処分の承認について	総務部	
乙 21	承認	専決処分の承認について	総務部	
諮 1	諮問	退職手当支給制限処分に関する審査請求について	総務部	先議
諮 2	諮問	退職手当支給制限処分に関する審査請求について	総務部	先議

令和6年第2回沖縄県議会

(6月定例会)

乙号議案説明資料

令和6年第2回沖縄県議会(6月定例会)

提出予定議案一覧表				
番号	区分	議案名	部局	頁
乙 1	条例	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	総務部	3
乙 2	条例	沖縄県税条例の一部を改正する条例	総務部	4
乙 3	条例	沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	総務部	5
乙 4	条例	沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例	こども未来部	6
乙 5	条例	沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	保健医療介護部	7
乙 6	条例	国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例	保健医療介護部	8
乙 7	議決	工事請負契約について(大東地区情報通信基盤整備工事(第2期・海底光ケーブル等))	企画部	9
乙 8	議決	財産の取得について(プラグインハイブリッド自動車(四輪駆動車)19台)	環境部	10
乙 9	議決	財産の取得について(電気自動車22台)	環境部	11
乙 10	議決	債権の放棄について	農林水産部	12
乙 11	議決	家屋損傷事故に関する和解等について	土木建築部	13
乙 12	議決	車両損傷事故に関する和解等について	土木建築部	14
乙 13	議決	車両損傷事故に関する和解等について	土木建築部	15
乙 14	議決	車両損傷事故に関する和解等について	公安委員会	16
乙 15	議決	車両損傷事故に関する和解等について	公安委員会	17
乙 16	議決	車両損傷事故に関する和解等について	公安委員会	18
乙 17	同意	沖縄県人事委員会委員の選任について	総務部	19
乙 18	同意	沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について	総務部	20
乙 19	同意	沖縄県公安委員会委員の任命について	総務部	21
乙 20	承認	専決処分の承認について(沖縄県税条例の一部を改正する条例)	総務部	22

提出予定議案一覧表

番号	区分	議案名	部局	頁
乙 21	承認	専決処分の承認について(沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例)	総務部	23
諮 1	諮問	退職手当支給制限処分に関する審査請求について	総務部	24
諮 2	諮問	退職手当支給制限処分に関する審査請求について	総務部	25

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第1号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

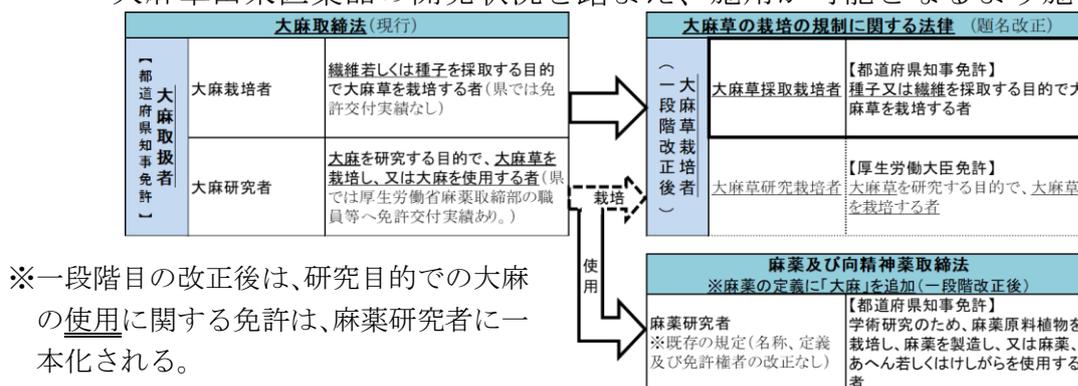
大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）により、大麻取締法の題名を改める等の改正が行われることに伴い、沖縄県使用料及び手数料条例の規定を整理する必要がある。

【議案の概要】

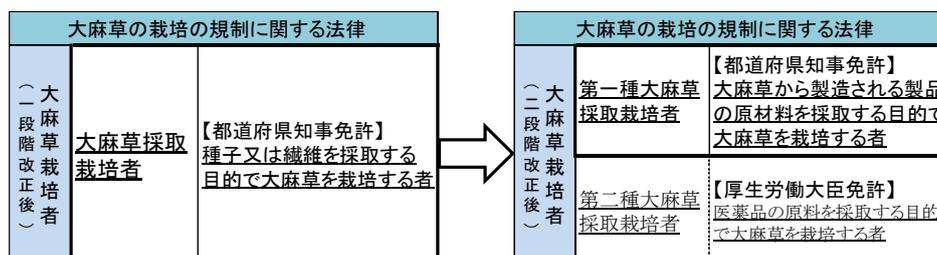
- 1 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。（一段階目）
 - (1) 条例で引用する大麻取締法の題名を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。
 - (2) 大麻取扱者免許申請手数料等における「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に改めた手数料の徴収根拠を定める。
 - (3) この規定は、改正法附則第1条本文の政令で定める日から施行する。
- 2 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。（二段階目）
 - (1) 大麻草採取栽培者免許申請手数料等における「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改めた手数料の徴収根拠を定める。
 - (2) この規定は、改正法附則第1条第2号の政令で定める日から施行する。

【説明】

- 1 一段階目の改正による変更点（R6年度中施行予定）
→大麻草由来医薬品の開発状況を踏まえ、施用が可能となるよう施行する。



- 2 二段階目の改正による変更点（R6年度中R7年当初施行予定）
→R7年度栽培（春から夏の播種）に間に合うよう施行や準備を行う。



提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第2号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

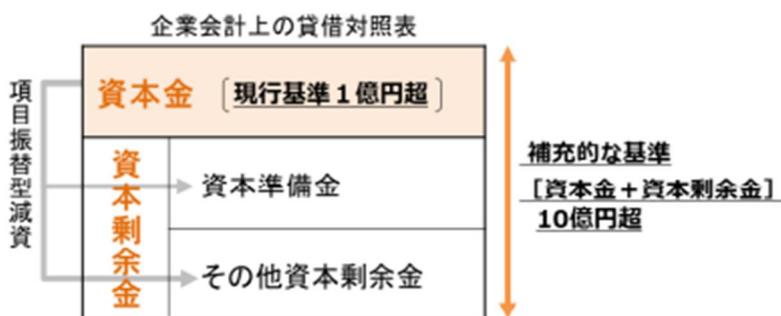
地方税法の一部が改正されたことに伴い、外形標準課税の適用対象法人を見直すほか、軽油引取税の課税免除の特例措置について一定の船舶を適用対象から除外する等の必要がある。

【議案の概要】

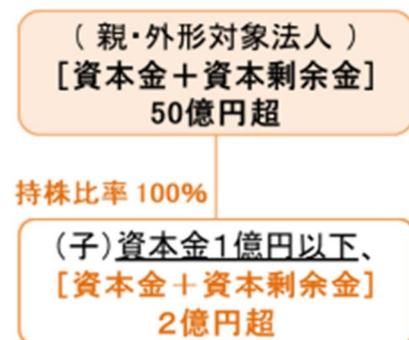
- 外形標準課税の適用対象法人を次のように見直す。
 - 外形標準課税の対象法人について、現行基準（資本金1億円超）を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象法人とする。（令和7年4月1日施行）
 - 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象法人とする。（令和8年4月1日施行）
- 軽油引取税の課税免除の特例から「いわゆるプレジャーボート」を除く。（令和7年4月1日施行）
- その他所要の改正を行う。
- この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。（概要1から3）

【説明】

（議案の概要1(1)のイメージ）



（議案の概要1(2)のイメージ）



（議案概要2）

「プレジャーボート」とは、マリンレジャー等に使用されるレクリエーション（業として行うものを除く。）用の船舶を指す。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第3号議案 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

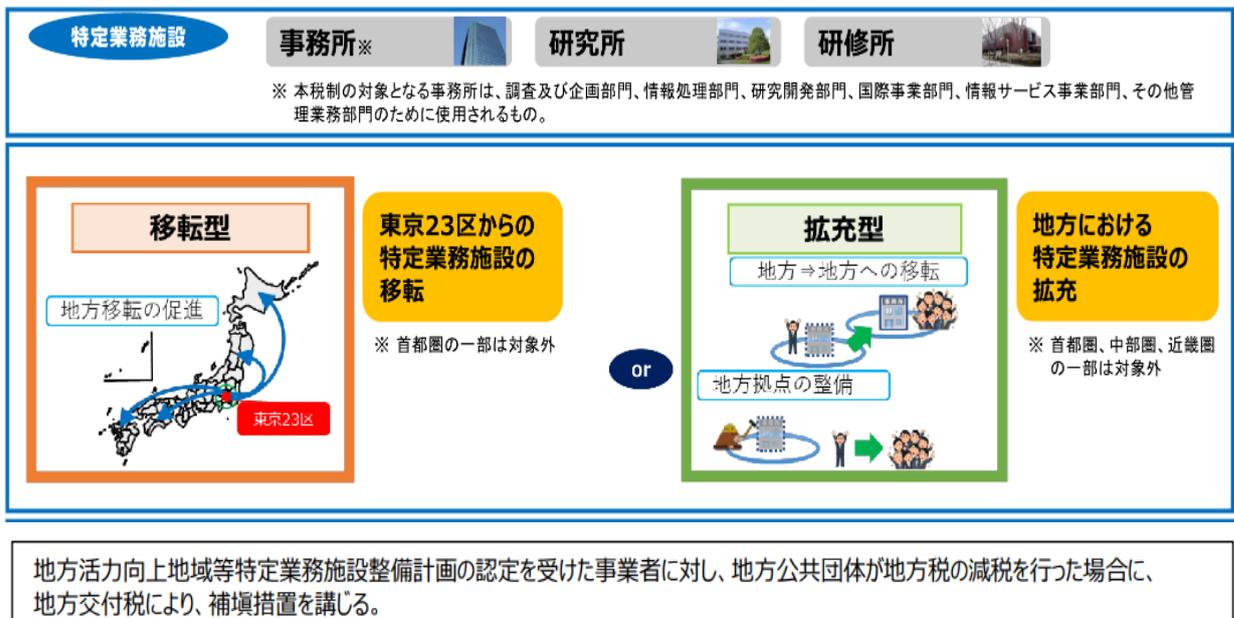
地方活力向上地域内に本社機能の移転等を行うため、事務所、研究施設等の新設に併せて保育所等を整備した事業者に対し、不動産取得税及び固定資産税の課税を免除し、又は不均一の課税をする措置を講ずる必要がある。

【議案の概要】

- 1 不動産取得税及び固定資産税の課税を免除し、又は不均一の課税をする措置の対象となる施設に特定業務児童福祉施設のうち事務所等の新設に併せて整備されるものを追加する。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

【説明】

地方活力向上地域内に本社機能の移転等を行い、事務所等を新設又は増設した事業者に対し課税免除又は不均一課税の措置を講じており、今般、措置の対象となる施設に事務所等の新設に併せて整備（新設又は増設）される特定業務児童福祉施設（保育所等※）を追加する。



※対象となる施設に特定業務児童福祉施設（放課後児童クラブ、認定こども園、幼稚園、保育所等）を追加

提出議案の概要

【こども未来部】

【議案名】

乙第4号議案 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、職員の配置に関する基準を改める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園について、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね15人につき1人以上とするよう改め、満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね25人につき1人以上とするよう改める。
- 2 職員配置に関する特例を定める。
- 3 その他所要の改正を行う。
- 4 この条例は、公布の日から施行する。

【説明】

認定こども園における職員配置基準の改善について

【年齢別配置基準(最低基準)】: 認定こども園に置く教育・保育に従事する者の数

① 満3歳以上満4歳未満の子ども



② 満4歳以上の子ども



※ 人材の確保に困難を抱える保育の現場に混乱が生じないよう、当分の間は、3歳児20対1、4・5歳児30対1とする特例を設ける(附則第2項)。

提出議案の概要

【保健医療介護部】

【議案名】

乙第5号議案 沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

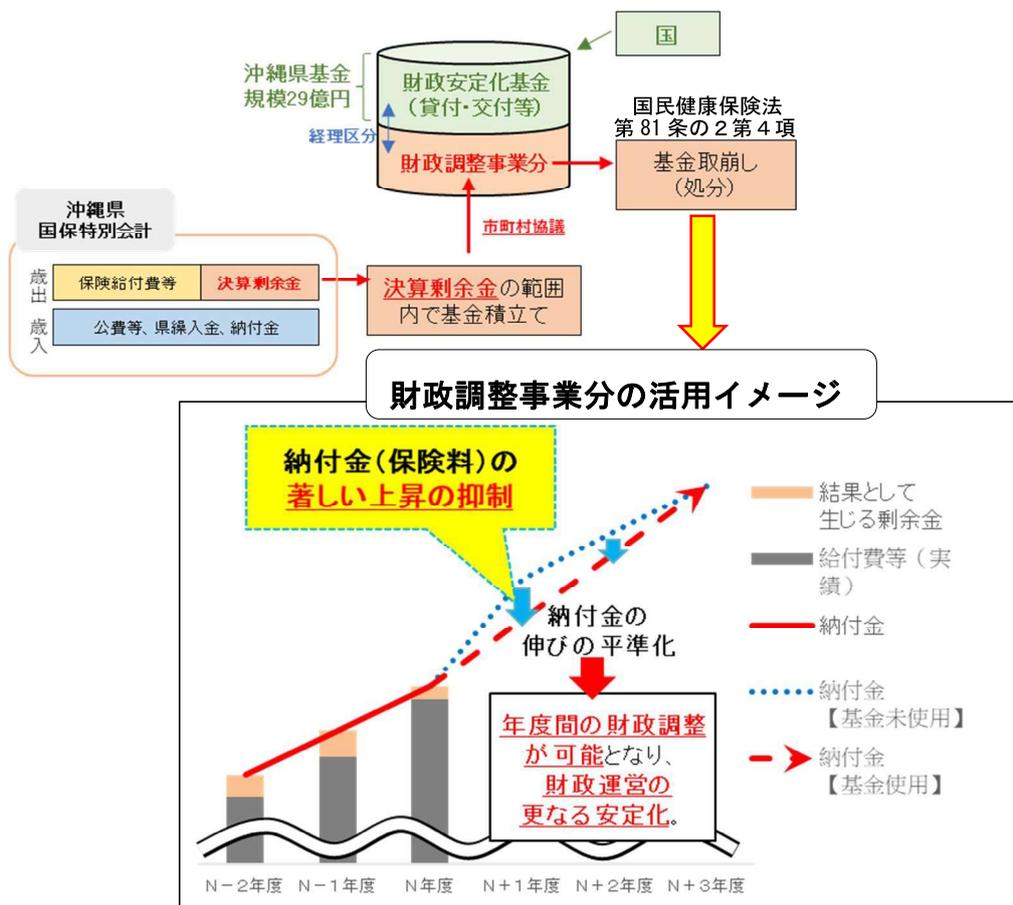
【議案提出の理由】

県が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために必要がある場合に、基金を取り崩し沖縄県国民健康保険事業特別会計に繰り入れることができるようにするため、基金の処分に関する事項を定める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 国民健康保険法第81条の2第4項の規定による取崩しを行う場合について、基金を処分できることとする。
- 2 その他所要の改正を行う。
- 3 この条例は、公布の日から施行する。

【説明】



- ① 医療費の変動等により納付金（保険料）が著しく上昇した場合、これを抑制する等、財政運営の更なる安定化を図るため「財政調整事業分」として積立てを行う。
- ② 以下の場合に基金を取崩（処分）して活用することができる。
 - ア 県又は市町村の1人当たり納付金額が前年度の額を上回る場合
 - イ 前々年度の概算前期高齢者交付金の額が、確定前期高齢者交付金の額を上回る場合
 - ウ その他安定的な財政運営の確保のために必要な場合

提出議案の概要

【保健医療介護部】

【議案名】

乙第6号議案 国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

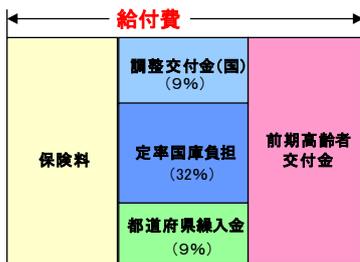
国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要がある。

【議案の概要】

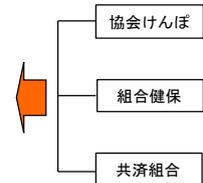
- 1 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、令和6年4月から退職者医療制度が廃止されることに伴い、政令の一部が改正されたことから規定を整理する。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

【説明】

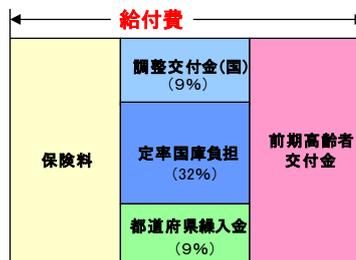
一般被保険者



退職被保険者



被保険者



国民健康保険制度において「被保険者」を「一般被保険者」と「退職被保険者」に区分していたが、令和6年4月1日の「退職者医療制度の廃止」に伴う所要の改正

提出議案の概要

【企画部】

【議案名】

乙第7号議案 工事請負契約について（大東地区情報通信基盤整備工事（第2期・海底光ケーブル等）

【議案提出の理由】

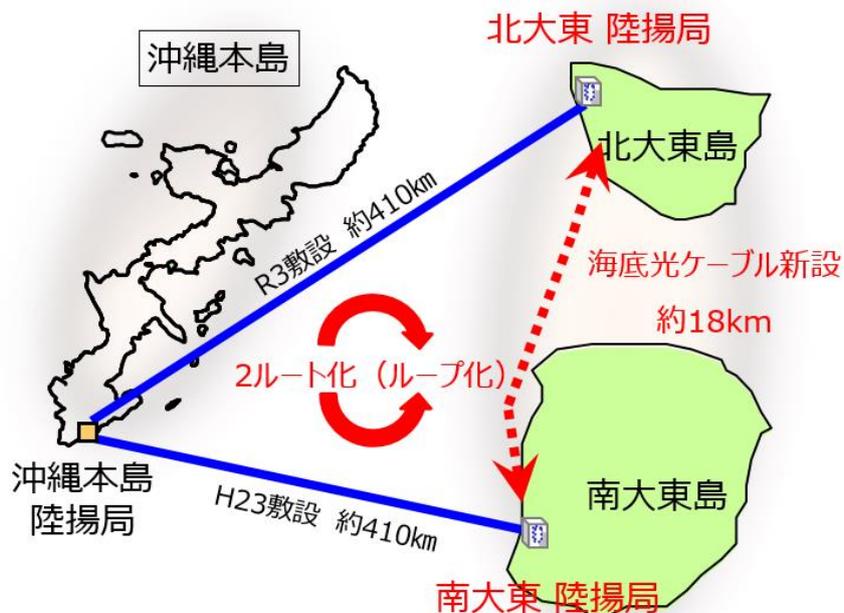
大東地区情報通信基盤整備工事（第2期・海底光ケーブル等）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 契約の目的 大東地区情報通信基盤整備工事（第2期・海底光ケーブル等）
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 852,247,000円
- 4 契約の相手方 那覇市楚辺1丁目14番16号
西日本電信電話株式会社沖縄支店 支店長 古江健太郎

【説明】

本工事は、大東地区において高度な情報通信技術の利活用環境の形成（ループ化）を図るため、南大東島と北大東島を結ぶ高速大容量の中継伝送路（海底光ケーブル等）を整備するものである。



提出議案の概要

【環境部】

【議案名】

乙第8号議案 財産の取得について（プラグインハイブリッド自動車（四輪駆動車）19台）

【議案提出の理由】

沖縄県庁舎ほか9か所に配車するプラグインハイブリッド自動車（四輪駆動車）の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

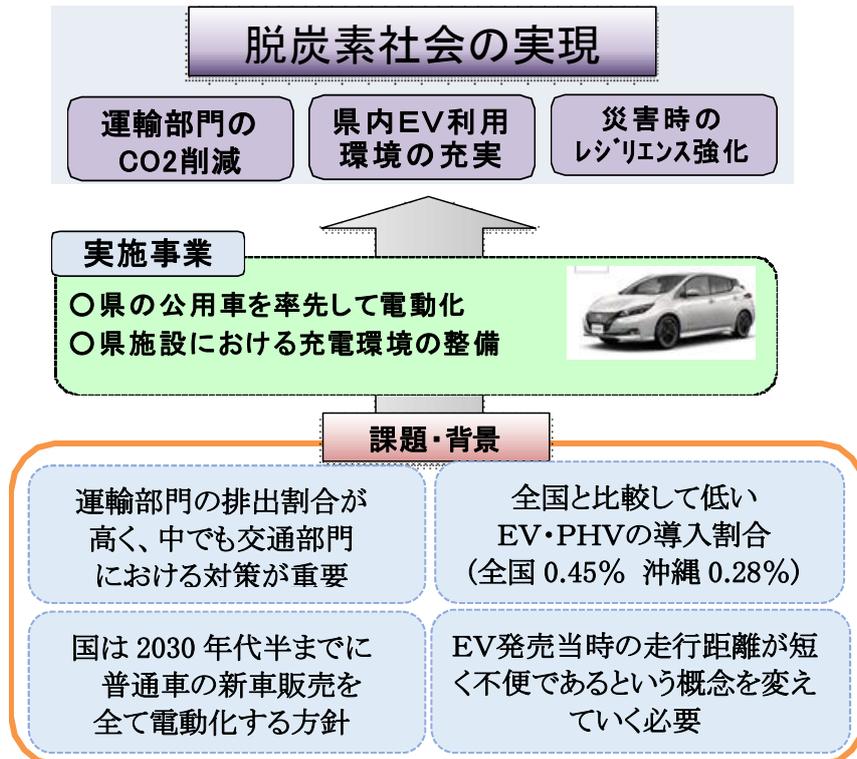
【議案の概要】

- 1 品名 プラグインハイブリッド自動車（四輪駆動車）
- 2 数量 19台
- 3 契約金額 82,748,288円
- 4 契約の相手方 琉球三菱自動車販売株式会社 代表取締役 山本浩章

【説明】

県では、政府の2050年の温室効果ガス排出実質ゼロの動きや、SDGs実践の観点を踏まえて、本県の公用車を率先してEV・PHVに転換し、電動化に向けた基盤整備を図る「電動車転換促進事業」を実施している。

令和6年度に購入するプラグインハイブリッド自動車（四輪駆動車）19台の予定価格が7千万円を超えるため、契約の締結に当たり議決を要するものである。



提出議案の概要

【環境部】

【議案名】

乙第9号議案 財産の取得について（電気自動車 22 台）

【議案提出の理由】

沖縄県庁舎ほか7か所に配車する電気自動車の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

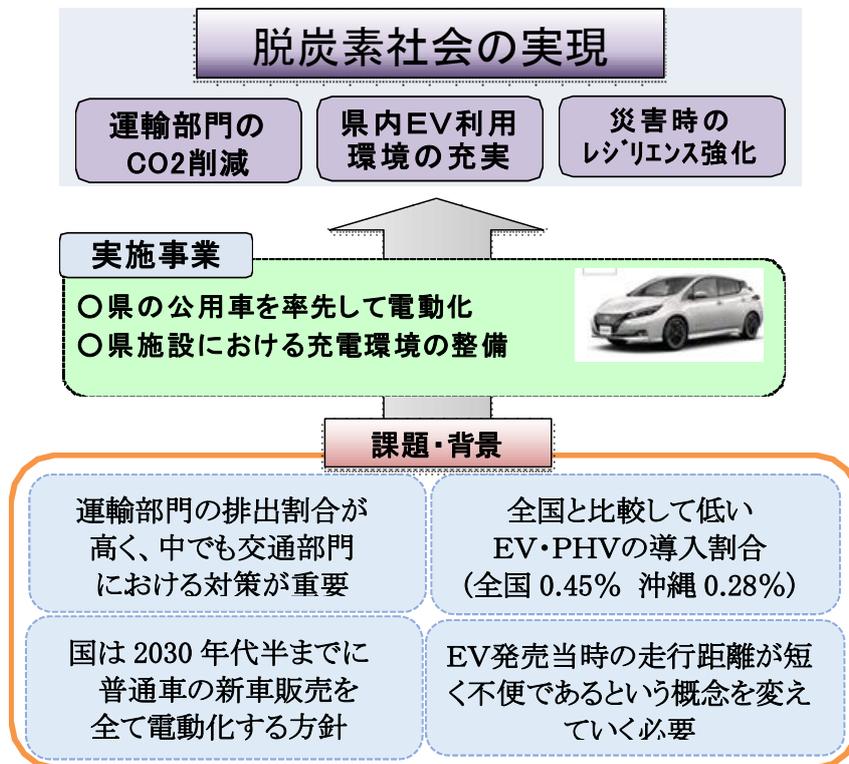
【議案の概要】

- 1 品 名 電気自動車
- 2 数 量 22 台
- 3 契 約 金 額 91,722,580 円
- 4 契約の相手方 琉球日産自動車株式会社 代表取締役 仲井間勝也

【説明】

県では、政府の2050年の温室効果ガス排出実質ゼロの動きや、SDGs実践の観点を踏まえて、本県の公用車を率先してEV・PHVに転換し、電動化に向けた基盤整備を図る「電動車転換促進事業」を実施している。

令和6年度に購入する電気自動車22台の予定価格が7千万円を超えるため、契約の締結に当たり議決を要するものである。



提出議案の概要

【農林水産部】

【議案名】

乙第10号議案 債権の放棄について

【議案提出の理由】

農業改良資金貸付金に係る債権の放棄について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

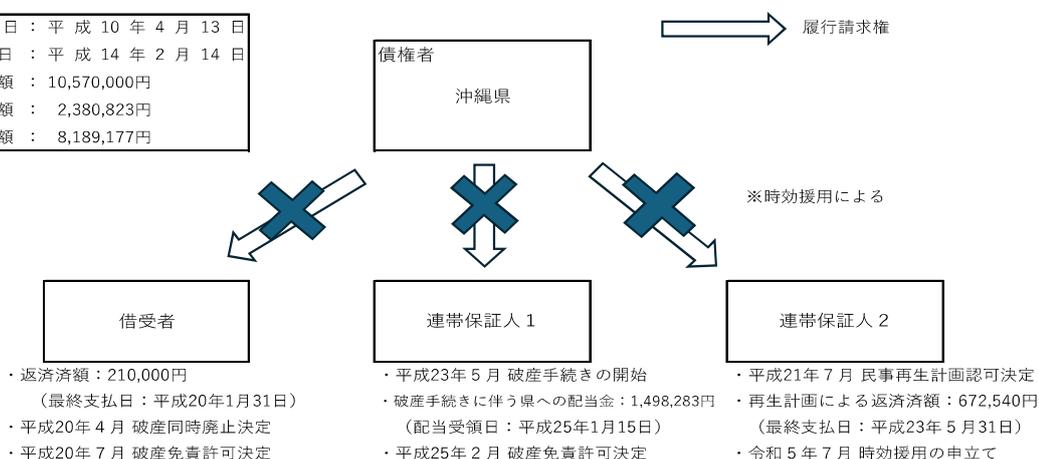
【議案の概要】

- 債権放棄額 33,454,693円 (R6. 7. 30時点)
うち延滞元金 8,189,177円
うち違約金 2,722,955円 (確定)
うち違約金 22,542,561円 (未確定、R6. 7. 30時点)
※平成14年2月14日の翌日から債権放棄の日までの年12.25%の割合による金額
- 県は、農業改良資金助成法に基づき、平成10年4月13日に借受者へ10,570,000円を貸し付けた。当該貸付けに係る連帯保証人は2名である。
- 借受者は、平成14年2月27日から平成20年1月31日までの間に償還金の一部を償還し、その後償還が滞っていたところ、同年7月3日に那覇地方裁判所において借受者に対し破産法に基づく免責許可の決定がされた。
- 連帯保証人について
 - 連帯保証人のうち1名については、平成23年5月17日に破産手続が開始され、平成25年1月15日に1,498,283円が県に配当されたのち、同年2月7日に那覇地方裁判所において同人に対し破産法に基づく免責許可の決定がされた。
 - 残る連帯保証人については、平成21年7月9日に民事再生計画認可の決定を受け、償還金の一部を分割償還していたが、平成23年5月31日を最後に返済が滞り、令和5年7月16日に時効援用の申立てがされた。
- 県は、これらの状況を踏まえ、債権回収の見込みがないと判断し、農業改良資金貸付金の円滑な整理を進めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、当該債権を放棄する必要がある。

【説明】

○貸付状況

貸付実行日：平成10年4月13日
償還期日：平成14年2月14日
貸付金額：10,570,000円
返済済額：2,380,823円
延滞金額：8,189,177円



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 11 号議案 家屋損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

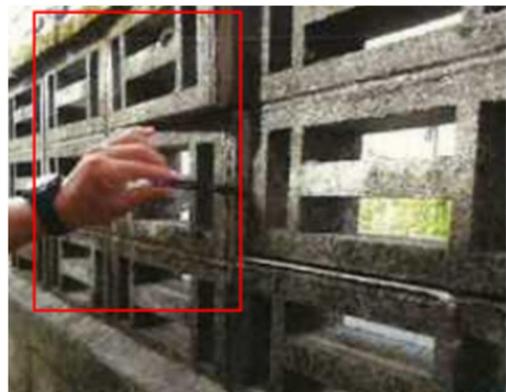
家屋損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事 故 名 県道豊見城糸満線に県が設置した樹木による家屋損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和5年8月27日
- 3 事故発生場所 糸満市字糸満419番地
- 4 損害賠償額 143,000円

【説明】

- 1 令和5年8月27日午後2時頃、糸満市字糸満419番地先県道豊見城糸満線に県が設置した街路樹が倒れ、家屋の門等を損傷させた。
- 2 県は、本件事故について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に143,000円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合 県：相手方=10：0
- 4 位置図、現場写真及び家屋損傷状況



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第12号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事 故 名 県道那覇北中城線に県が設置した樹木による車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和5年8月13日
- 3 事故発生場所 那覇市首里山川町3丁目11番先県道那覇北中城線上
- 4 損害賠償額 15,345円

【説明】

- 1 令和5年8月13日午後2時頃、那覇市首里山川町3丁目11番先県道那覇北中城線に県が設置した街路樹が倒れ、車両を損傷させた。
- 2 県は、本件事故について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に15,345円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合 県：相手方＝5：5
- 4 位置図、現場写真及び車両損傷状況



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第13号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事故名 県道104号線上の倒木による車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和5年8月27日
- 3 事故発生場所 恩納村字安富祖1051番3 県道104号線上
- 4 損害賠償額 1,341,100円

【説明】

- 1 令和5年8月27日午前0時30分頃、恩納村字安富祖1051番3 県道104号線上の倒木が、走行中の車両を損傷させた。
- 2 県は、本件事故について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に1,341,100円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合 県：相手方=10：0
- 4 位置図、現場写真及び車両損傷状況



提出議案の概要

【公安委員会】

【議案名】

乙第 14 号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事 故 名 証拠物件である車両の適切な保管を怠ったことによる車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和 5 年 3 月 24 日から同年 8 月 18 日までの間
- 3 事故発生場所 嘉手納町字嘉手納 560 番地嘉手納警察署構内
- 4 損害賠償額 315,000 円

【説明】

- 1 令和 5 年 3 月 24 日から同年 8 月 18 日までの間、嘉手納町字嘉手納 560 番地嘉手納警察署構内において、職員が公務のため証拠品として保管していた普通乗用自動車のパネルスカート等を損傷させた。
- 2 県は、本件事故について過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に総額 315,000 円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合 県：相手方=10：0
- 4 写真
(1) 損傷の状況 (2) 保管の状況（再現）



提出議案の概要

【公安委員会】

【議案名】

乙第 15 号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事故名 国道 58 号に県が設置した信号機のひさしが落下したことによる車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和 5 年 10 月 19 日
- 3 事故発生場所 嘉手納町字嘉手納 525 番地 3 先国道 58 号上
- 4 損害賠償額 72,164 円

【説明】

- 1 令和 5 年 10 月 19 日、県が設置した信号機のひさしが落下し、走行していた普通乗用自動車を損傷させた。
- 2 県は、本件事故について、信号機の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に総額 72,164 円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合 県：相手方＝10：0
- 4 写真
 - (1) 現場の状況（落下後）
 - (2) 損傷の状況



落下したひさし



提出議案の概要

【公安委員会】

【議案名】

乙第 16 号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事 故 名 職員の公務執行中における車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和 5 年 11 月 24 日
- 3 事故発生場所 浦添市城間三丁目 5 番 1 号在整備工場
- 4 損 害 賠 償 額 253,858 円

【説明】

- 1 令和 5 年 11 月 24 日、浦添市城間三丁目 5 番 1 号在整備工場において、職員が公務のため整備工場に持ち込まれた普通乗用自動車のボンネットを開披した際、同車のフロントガラスを損傷させた。
- 2 県は、本件事故について過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に総額 253,858 円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合 県：相手方＝10：0
- 4 写真

損傷の状況



提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第17号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について

【議案提出の理由】

人事委員会委員1人が令和6年7月31日に任期満了するので、その後任を選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。

【議案の概要】

人事委員会委員は、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

【説明】

1 沖縄県人事委員会の役割

中立的かつ専門的な人事機関として、県職員の採用試験の実施や給与等の調査や勧告、職員の不利益処分についての審査請求に対する審査などを主たる任務とする。

2 沖縄県人事委員会委員について（現行）

氏名	発令期間	備考
池田 修（委員長）	R05.07.19～R09.07.18	
金城 稔	R04.09.29～R08.09.28	
比嘉 悦子	R02.08.01～R06.07.31	任期満了

3 委員の活動状況について（令和5年度）

- (1) 定例会・・・・・・・・・・32回
- (2) 臨時会・・・・・・・・・・0回
- (3) 口頭審理・・・・・・・・・・1回
- (4) 人事委員会報告・勧告・1回
- (5) 出張（会議・式典等）・5回
- (6) 県議会出席・・・・・・・・・・4回

※（6）については、委員3名のうち1名が対応。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第18号議案 沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について

【議案提出の理由】

収用委員会委員2人が令和6年7月31日に任期満了するほか、予備委員1人が令和6年7月31日に辞職するので、その後任を任命するため、土地収用法第52条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。

【議案の概要】

収用委員会委員は、法律、経済又は行政に関して優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、議会の同意を得て、知事が任命する。

【説明】

1 沖縄県収用委員会の役割

収用委員会は、起業者（公共事業の施行者）の裁決申請に対して、収用又は使用の裁決を行うことを主たる任務とする行政機関である。

起業者から裁決申請があった場合、審理や調査、鑑定等の手続を経て、収用又は使用する土地の範囲、補償金の額等について裁決する。

2 沖縄県収用委員会委員について（現行）

氏名	発令期間	備考
平良 卓也（会長）	R03.08.01 ～ R06.07.31	任期満了
宇久 信正（会長代理）	R03.08.01 ～ R06.07.31	任期満了
高良 祐之（会長代理）	R05.07.29 ～ R08.07.28	
比嘉 正茂	R03.10.27 ～ R06.10.26	
西端 裕子	R04.07.25 ～ R07.07.24	
高橋 大地	R04.07.25 ～ R07.07.24	
仲里 豪	R05.07.29 ～ R08.07.28	
大城 直哉（予備委員）	R03.10.27 ～ R06.10.26	辞職予定
大城 真也（予備委員）	R05.07.29 ～ R08.07.28	

3 委員の活動状況について（令和5年度）

- (1) 定例会・・・・・・・・ 12回
- (2) 臨時会・・・・・・・・ 1回
- (3) 公開審理・・・・・・・・ 5回
- (4) 現地調査・・・・・・・・ 6回
- (5) その他・・・・・・・・ 79回

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第19号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について

【議案提出の理由】

公安委員会委員1人が令和6年7月31日に任期満了するので、その後任を任命するため、警察法第39条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

【議案の概要】

公安委員会委員は、警察法第39条第1項の規定により、当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者のうちから、都道府県知事が都道府県の議会の同意を得て任命する。

【説明】

1 沖縄県公安委員会の役割

公安委員会は、警察の民主的運営と政治的中立性を確保するため、委員3人により構成されており、警察を管理し、また、法律の規定に基づきその権限に属せられた事務をつかさどる。

公安委員会の事務は警察の管理のほか、法令の規定に基づいて、自動車運転免許や風俗営業に関する行政処分、銃砲刀剣類所持等の許可やその取消し、交通規制、ストーカーに対する禁止命令等がある。

2 沖縄県公安委員会委員について（現行）

氏名	発令期間	備考
比嘉 梨香	R03.08.01 ～ R06.07.31	任期満了
當間 秀史	R04.07.25 ～ R07.07.24	
阿波連 光（委員長）	R05.07.29 ～ R08.07.28	

3 委員の活動状況について（令和5年度）

- (1) 定例会・・・28回
- (2) 県議会出席・・・4回
- (3) 式典参加・・・14回
- (4) 県外出張・・・4回
- (5) その他・・・27回

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 20 号議案 専決処分の承認について（沖縄県税条例の一部を改正する条例）

【議案提出の理由】

地方税法の一部が改正され、原則として令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例の適用期限を延長する等の必要があり、沖縄県税条例の一部改正について令和 6 年 3 月 31 日に地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したことから、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める必要がある。

【議案の概要】

- 1 住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例の適用期限を 3 年間延長する。
- 2 軽油引取税の課税免除の特例の適用期限を 3 年間延長する。
- 3 狩猟税の課税免除の特例の適用期限を 5 年間延長する。
- 4 狩猟税の税率の特例の適用期限を 5 年間延長する。
- 5 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

【説明】

改正内容	内容	延長される期間
住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例措置の延長	住宅及び土地の取得については、税率を 3 %に軽減する。 (住宅以外の家屋の取得については本則税率 4 %が適用される。)	3 年間 (令和 6 年 4 月 1 日 ~令和 9 年 3 月 31 日)
軽油引取税の課税免除の特例措置の延長	特定の用途(※)に供するために引取りした軽油については、課税を免除する。 (※) 農業用機械の動力源など	3 年間 (令和 6 年 4 月 1 日 ~令和 9 年 3 月 31 日)
狩猟税の課税免除の特例措置の延長	対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣捕獲等事業者の従業者が受ける狩猟者の登録に係る課税を免除する。	5 年間 (令和 6 年 4 月 1 日 ~令和 11 年 3 月 31 日)
狩猟税の税率の特例措置の延長	狩猟者登録を申請した日前 1 年以内に許可捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率を通常の税率の 2 分の 1 とする。	5 年間 (令和 6 年 4 月 1 日 ~令和 11 年 3 月 31 日)

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 21 号議案 専決処分の承認について（沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）

【議案提出の理由】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部が改正され、原則として令和 6 年 4 月 1 日から施行することに伴い、適用期限を延長する必要がある。沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について令和 6 年 3 月 31 日に地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したことから、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める必要がある。

【議案の概要】

- 1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、産業振興促進区域における事業税、不動産取得税及び固定資産税に係る課税免除の特例を 3 年間延長する。
- 2 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、地方活力向上地域における事業税、不動産取得税及び固定資産税に係る課税免除等の特例を 2 年間延長する。
- 3 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

【説明】

対象区域・地域	改正内容	根拠法令
産業振興促進区域	3 年間延長 (令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日)	● 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（過疎法） ● 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令
地方活力向上地域	2 年間延長 (令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日)	● 地域再生法 ● 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

諮問第1号 退職手当支給制限処分に関する審査請求について

【議案提出の理由】

行政不服審査法第2条及び地方自治法第206条第1項に基づく審査請求について、同条第2項の規定により、議会に諮問する必要がある。

【議案の概要】

- 1 審査請求人 [REDACTED]
- 2 処分庁 沖縄県教育委員会
- 3 審査請求の年月日 令和3年10月25日
- 4 議案の概要
処分庁による令和3年7月30日付け退職手当支給制限処分に対する審査請求に関する諮問

【説明】

- 1 事案の概要
審査請求人は、自身が顧問を務めていた高等学校の部活動において、不適切な指導により、男子生徒の精神的負担を累積させて自死に至らしめた。
沖縄県教育委員会は、審査請求人に対し、令和3年7月29日付けで、懲戒免職処分を行うとともに、同月30日付けで、一般の退職手当等の全部を支給しないとする処分（以下「本件退職手当不支給処分」という。）を行った。
- 2 審査請求の趣旨
本件退職手当不支給処分は懲戒免職処分を前提とするものであるが、懲戒免職処分に理由がないことから、本件退職手当不支給処分もその理由を欠き違法なものであるところ、速やかに取り消されるべきである。
- 3 処分庁の弁明の趣旨
本件退職手当不支給処分は、法令等の規定に基づいて適法かつ適正に行ったものであるため、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。
- 4 審査庁の対応案
審査請求人が行った本件非違の態様、社会に与えた影響等は重大であり、教育行政や学校現場に対する信用を著しく失墜させるものであるため、本件退職手当不支給処分が社会観念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を逸脱又は濫用したものとして違法又は不当とは認められない。したがって、本件審査請求を棄却する。
- 5 先議の必要性
地方自治法第206条第3項の規定において、議会は、諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならないと定められている。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

諮問第2号 退職手当支給制限処分に関する審査請求について

【議案提出の理由】

行政不服審査法第2条及び地方自治法第206条第1項に基づく審査請求について、同条第2項の規定により、議会に諮問する必要がある。

【議案の概要】

- 1 審査請求人 [REDACTED]
- 2 処分庁 沖縄県教育委員会
- 3 審査請求の年月日 令和4年5月27日
- 4 議案の概要
処分庁による令和4年3月24日付け退職手当支給制限処分に対する審査請求に関する諮問

【説明】

- 1 事案の概要
審査請求人は、令和3年6月頃から児童生徒に対しわいせつな行為を行った。沖縄県教育委員会は、審査請求人に対し、令和4年3月17日付けで、懲戒免職処分を行うとともに、同月24日付けで、一般の退職手当等の全部を支給しないとする処分（以下「本件退職手当不支給処分」という。）を行った。
- 2 審査請求の趣旨
審査請求人の行為は、懲戒免職に相当する行為ではなく、退職手当の不支給も相当ではないこと、仮に懲戒免職に該当するとしても、審査請求人の勤務歴等に鑑みれば、直ちに退職手当全額を不支給処分とすることは、行為と処分の均衡性を欠き不相当であることから、本件退職手当不支給処分は取り消されるべきである。
- 3 処分庁の弁明の趣旨
本件退職手当不支給処分は、法令等の規定に基づいて適法かつ適正に行ったものであるため、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。
- 4 審査庁の対応案
審査請求人が行った本件非違が児童生徒や保護者に与えた衝撃は大きく、教育公務員全体に対する信用を著しく損ねたものであるため、本件退職手当不支給処分が社会観念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を逸脱又は濫用したものととして違法又は不当とは認められない。したがって、本件審査請求を棄却する。
- 5 先議の必要性
地方自治法第206条第3項の規定において、議会は、諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならないと定められている。

令和 6 年度 一般会計補正予算（第 1 号）（案） 説明資料

1	一般会計補正予算（第 1 号）（案）の概要	2 頁
2	歳入歳出総括	3 頁
3	歳入歳出財源内訳	4 頁
4	部局別総括	5 頁
5	補正予算事業	6 頁
6	債務負担行為補正	11 頁

令和 6 年 6 月
総務部財政課

一般会計補正予算(第1号)(案)の概要

1 補正予算の考え方

物価高騰等の影響を受けた生活者や事業者に対し、実情に即した必要な支援等を実施するため、緊急に予算計上が必要な事業について、補正予算を編成する。

2 補正予算(案)の概要

(単位:千円)

区 分	補 正 額	備 考
【一般会計】	2,889,889	
1 物価高騰対策	2,602,419	
2 その他	287,470	

歳入歳出総括

(単位：千円)

(1) 歳入

既決予算額 842,143,000

今回補正額 2,889,889

(内 訳)

国庫支出金	77,181
寄附金	6,885
繰入金	2,805,823

改予算額 845,032,889

(2) 歳出

既決予算額 842,143,000

今回補正額 2,889,889

(内 訳)

投資的経費	77,181
普通建設事業費	77,181
補助事業費	77,181
その他の経費	2,812,708
物件費	638,634
補助費等	2,007,069
繰出金	167,005

改予算額 845,032,889

歳入歳出財源内訳

(単位：千円)

区 分	補 正 額	財 源 内 訳			
		国庫支出金	県 債	その他の 特定財源	一般財源
(歳 入)					
国 庫 支 出 金	77,181	77,181			
寄 附 金	6,885			6,885	
繰 入 金	2,805,823			350,163	2,455,660
歳 入 合 計	2,889,889	77,181		357,048	2,455,660
(歳 出)					
投 資 的 経 費	77,181	77,181			
普通建設事業費	77,181	77,181			
補助事業費	77,181	77,181			
そ の 他 の 経 費	2,812,708			357,048	2,455,660
物 件 費	638,634			136,053	502,581
補 助 費 等	2,007,069			220,995	1,786,074
繰 出 金	167,005				167,005
歳 出 合 計	2,889,889	77,181		357,048	2,455,660

【参考】令和6年度末 財政調整基金残高 見込額

(単位：千円)

\	6月補正前 見込額 a	補正による取崩・積立		6月補正後 見込額 d(a-b+c)
	取崩 b	積立 c		
財政調整基金	7,162,568	2,455,660	0	4,706,908

部 局 別 総 括

【一般会計】

(単位:千円)

部 局 名	既決予算額	補正額	左 の 財 源 内 訳			
			国 庫	県 債	特 財	一 財
生 活 福 祉 部	35,515,743	36,798				36,798
こ ども 未 来 部	48,026,142	491,969			175,971	315,998
保 健 医 療 介 護 部	101,806,066	355,049	77,181			277,868
農 林 水 産 部	52,584,453	1,783,534				1,783,534
商 工 労 働 部	78,109,681	6,885			6,885	
文 化 観 光 ス ポ ー ツ 部	10,119,807	194,225			174,192	20,033
土 木 建 築 部	86,423,281	21,429				21,429
合 計	842,143,000	2,889,889	77,181		357,048	2,455,660

※一般会計補正予算(第1号)の計上がある部局のみ掲載

一般会計補正予算（第1号）事業

1 物価高騰対策

（単位：千円）

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
1	生活困窮者暮らしサポート事業	36,798	<p>経済的に困難な状況にある世帯に対する物価高騰による負担軽減のための支援に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 0円 → 補正後 36,798千円</p> <p>【内訳】 委託料 36,798千円</p> <p>【内容】 生活困窮者自立相談支援機関において支援プラン策定に至った世帯に対し、商品券の配布を行うための補正</p>	生活福祉部 (保護・援護課)
2	沖縄子どもの未来県民会議負担金事業	80,345	<p>経済的に困難な状況にある子育て世帯に対する食支援に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 36,874千円 → 補正後 117,219千円</p> <p>【内訳】 補助金 80,345千円</p> <p>【内容】 沖縄子どもの未来県民会議と連携し、フードパントリー（食材料の無料配布を行う活動・催し）の実施や子どもの居場所への食料品配布を通して食支援を行うための補正</p>	子ども未来部 (子ども家庭課)
3	くらし応援サポート事業	238,595	<p>経済的に困難な状況にあるひとり親及び女性に対する物価高騰による負担軽減のための支援に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 0円 → 補正後 238,595千円</p> <p>【内訳】 委託料 238,595千円</p> <p>【内容】 支援の相談窓口において生活関連物資（ティッシュ、食用油等）と交換可能な電子クーポン等の配布を行うとともに、継続的な支援につなげるための補正</p>	子ども未来部 (女性力・ダイバーシティ推進課)
4	生活困窮子育て世帯・難病児等をもつ子育て世帯への生活支援事業	173,029	<p>経済的に困難な状況にある子育て世帯又は難病児等を育てる子育て世帯に対する物価高騰による負担軽減のための支援に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 0円 → 補正後 173,029千円</p> <p>【内訳】 委託料 173,029千円</p> <p>【内容】 育児に関する生活関連物資（ミルク、おむつ等）と交換可能な電子クーポン等の配布を行うための補正</p>	子ども未来部 (子育て支援課)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
5	水道用水供給事業者支援事業	167,005	<p>水道用水供給事業者である沖縄県企業局への補助に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 0円 → 補正後 167,005千円</p> <p>【内訳】 繰出金 167,005千円</p> <p>【内容】 少雨傾向に伴う海水淡水化施設の最大運転に要する経費のうち、通常の造水コストを超えた費用を補助するための補正</p>	保健医療部 (薬務生活衛生課)
6	超高齢社会における地域つながり・支え合い推進事業	110,863	<p>高齢者対象のアンケート調査や生活資材の配付等の実施に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 0円 → 補正後 110,863千円</p> <p>【内訳】 委託料 109,013千円、補助金 785千円、旅費 1,065千円</p> <p>【内容】 ①高齢者の経済状況及び生活環境等に関する実態と意識を把握・分析するためにアンケート調査を実施</p> <p>②高齢者の生活支援サービスについて、全国の代表事例を選定・調査し、県内で応用可能なモデルを整理し、地域の多様な主体で連携・協働したサービス創出の加速化を促進する。</p> <p>③生活困窮高齢者への緊急支援策として生活資材を配付</p>	保健医療部 (地域包括ケア推進課)
7	沖縄県和牛子牛生産者緊急支援事業	417,172	<p>子牛生産農家への肉用子牛価格下落に対する一部の補助に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 5,749千円 → 補正後 422,921千円</p> <p>【内訳】 補助金 417,172千円</p> <p>【内容】 肉用子牛価格の下落により悪化した子牛生産農家の経営の安定を図るため、沖縄県内雌子牛平均販売価格が県保証基準価格を下回った場合にその差額の一部について補助するための補正</p>	農林水産部 (畜産課)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
8	優良県産ブランド和子牛生産支援事業	246,284	<p>肉用牛繁殖農家を実施する優良繁殖雌牛の更新及び県有種雄牛を県内外で広く活用してもらうための周知に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 0円 → 補正後 246,284千円</p> <p>【内訳】 旅費 436千円、役務費 2,159千円、委託料 900千円 補助金 242,789千円</p> <p>【内容】 近年の原油価格の高騰や円安等により畜産経営を圧迫していることから、中長期的な経営基盤強化を図るため、繁殖用の雌牛更新に対する国の支援事業への上乗せを行うとともに、高能力な県有種雄牛を県内外に広く周知するための補正</p>	農林水産部 (畜産課)
9	配合飼料価格差補助緊急対策事業	1,120,078	<p>畜産農家への配合飼料の価格高騰分に対する一部の補助に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 297,425千円 → 補正後 1,417,503千円</p> <p>【内訳】 補助金 1,120,078千円</p> <p>【内容】 近年の原油価格の高騰や円安等により、配合飼料価格が高騰し、畜産経営を圧迫していることから、畜産農家の飼料費負担軽減を図る緊急対策として、配合飼料の価格高騰分の一部を補助するための補正</p>	農林水産部 (畜産課)
10	沖縄県住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化等事業	12,250	<p>住宅確保要配慮者の支援に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 0円 → 補正後 12,250千円</p> <p>【内訳】 委託料 7,000千円、補助金 5,250千円</p> <p>【内容】 住宅の確保に課題を抱える低額所得の高齢者、子育て世帯等の住環境を確保するため、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃低廉化に取り組む市町村へ補助等を行うための補正</p>	土木建築部 (住宅課)

2 その他

(単位：千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
1	骨髄移植施設整備支援事業	77,181	<p>医療施設における骨髄移植実施に必要な環境整備に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 0円 → 補正後 77,181千円</p> <p>【内訳】 補助金 77,181千円</p> <p>【内容】 医療施設において、白血病等の患者への骨髄移植を実施するために必要となる無菌室の整備に要する補正</p>	保健医療 介護部 (地域保健課)
2	産業DX加速化事業	6,885	<p>産業DXの加速化に向けて、ResorTech EXPOにおいてIT企業と県内企業のビジネスマッチング強化等を図るために要する経費</p> <p>【予算】 補正前 0円 → 補正後 6,885千円</p> <p>【内訳】 補助金 6,885千円</p> <p>【内容】 ResorTech EXPOにおいて、優れたサービスを有する首都圏のIT企業の出展を拡大し、県内企業とのビジネスマッチング強化等を図るため、企業版ふるさと納税(人材派遣型)制度を活用して高度な知見を有する人材を受け入れ、同地域でEXPOの魅力発信及び出展企業の開拓等を行うための補正</p>	商工労働部 (ITイノベーション推進課)
3	観光人材確保支援事業	145,476	<p>観光事業者の人材確保の取組に対する支援に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 211,592千円 → 補正後 357,068千円</p> <p>【内訳】 委託料 39,476千円、補助金 106,000千円</p> <p>【内容】 県外・海外等から新たに人材を受け入れるための住居確保に取り組む観光事業者へ補助を行うための補正</p>	文化観光 スポーツ部 (観光振興課)
4	修学旅行等貸切バス受入体制強化事業	28,716	<p>貸切バス事業者の乗務員確保の取組に対する支援に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 0円 → 補正後 28,716千円</p> <p>【内訳】 旅費 951千円、補助金 27,765千円</p> <p>【内容】 県外からのバス乗務員(運転手及びバスガイド)の確保、及び県内貸切バス事業者とのマッチングの取組に対する支援を行うための補正</p>	文化観光 スポーツ部 (観光振興課)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
5	サッカースタジアム整備等推進事業	20,033	<p>国内外からのスポーツコンベンションの誘致を図るためのサッカースタジアム整備に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 27,730千円 → 補正後 47,763千円</p> <p>【内訳】 委託料 20,033千円</p> <p>【内容】 Ｊリーグスタジアム基準の改定等を踏まえ、Ｊリーグ規格サッカースタジアム整備基本計画の改定を行うための補正</p>	文化観光 スポーツ部 (MICE 推進課)
6	首里城復旧・復興事業	9,179	<p>首里城復元と能登半島地震からの復旧・復興に向けた機運醸成に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 61,877千円 → 補正後 71,056千円</p> <p>【内訳】 委託料 9,179千円</p> <p>【内容】 首里城復元に携わる漆芸職人等と能登半島地震にて被災した輪島塗職人との技術交流会、双方の漆芸のPR等を行うための補正</p>	土木建築部 (首里城復興課)

債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
公 営 住 宅 建 設 費 (平 良 南 団 地 2 期 建 築 工 事 (3 工 区))	令和7年度	千円 340,000